

標題:

2002 年 7 月 1 日より前に建造された船舶(日本籍船を除く)における、無線方向探知機、GPS 受信機、AIS、衛星 EPIRB の定期的試験及び GMDSS 双方向無線設備の船位の更新、の取扱いについて

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0459

発行日 2002 年 5 月 25 日

各位

2000 年改正の SOLAS 条約の 2002 年 7 月 1 日からの発効にともない、同日より前に建造された船舶(日本籍船を除く)の

1. 無線方向探知機
2. GPS 受信機
3. AIS
4. 衛星 EPIRB の定期的試験、及び
5. 双方向無線設備の船位の更新

の取扱いについては、同条約第 IV 章 13 規則、15 規則及び 18 規則並びに第 V 章 19 規則の規定により、次のようになりますのでお知らせいたします。

1. 設備の撤去、改造及び新設

(1) 無線方向探知機

2002 年 6 月 30 日迄は、現行 SOLAS V/12(p)により無線方向探知機の搭載が要求されます。無線方向探知機の搭載を免除するためには、旗国政府の指示に従って免除証書の発給を受けなければなりません。

2002 年 7 月 1 日以降は、2002 年 7 月 1 日より後の最初の SE 検査までに GPS 受信機を搭載することにより、無線方向探知機の搭載義務がなくなります。

現に GPS 受信機を備えており、これにより無線方向探知機の搭載を免除された船舶、及び 2002 年 7 月 1 日前に建造に着手し、2002 年 7 月 1 日以降に完工となる船舶で GPS 受信機を備えるものは、2002 年 7 月 1 日以降、無線方向探知機の免除証書を所持する必要ありません、従って、この場合、無線方向探知機の免除の申請は不要です。

(2) GPS 受信機

2002 年 7 月 1 日以降は、新 SOLAS 第 V 章 19 規則 1.2.2 により、2002 年 7 月 1 日より後の最初の SE 検査までに GPS 受信機を備えることが規定されています。2002 年 7 月 1 日前に建造に着手し、2002 年 7 月 1 日以降に完工となる船舶には、GPS 受信機を備えてください。

2002 年 7 月 1 日前に、本会が適当と認めた GPS 受信機を備え付け、2002 年 7 月 1 日以降も引き続きこれを船上に備え付ける場合、この GPS 受信機は新 V 章 19 規則 2.1.6 の GPS 受信機と見なされます。

2002 年 7 月 1 日以降、新たに搭載する GPS 受信機は、IMO 性能基準 A.819(19)の要件を満たす型式承認を受けた機種であることが要求されます。

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

(3) 船舶自動識別装置(AIS)

新 SOLAS 第 V 章 19 規則 2.4 により、AIS は次の時期までに備えられることが規定されております。

- (a) タンカーは 2003 年 7 月 1 日以降の最初の SE 検査
- (b) タンカー以外の船舶であって、総トン数 50,000 トン以上の船舶は 2004 年 7 月 1 日
- (c) タンカー以外の船舶にあつて、総トン数 10,000 トン以上 50,000 トン未満の船舶は 2005 年 7 月 1 日
- (d) タンカー以外の船舶にあつて、総トン数 3,000 トン以上 10,000 トン未満の船舶は 2006 年 7 月 1 日
- (e) タンカー以外の船舶にあつて、総トン数 300 トン以上 3,000 トン未満の船舶は 2007 年 7 月 1 日
- (f) 国際航海に従事しない総トン数 500 トン以上の船舶は 2008 年 7 月 1 日

AIS は、IMO 性能基準 MSC.74(69)Annex3 の要件を満たす型式承認をうけた機種であることが要求されます。

尚、上記(a)の「最初の SE 検査」に製造中検査を含むか否かは MSC75 (2002 年 5 月)で決定される予定です。又、総トン数 50,000 トン未満の船舶の装備期限については、すべて 2004 年 7 月 1 日又は 2004 年 12 月 31 日に繰り上げる提案があり、これについても MSC75 で審議される予定です。

(4) GMDSS 双方向無線設備の船位の更新

SOLAS IV 章第 18 規則により、GMDSS で要求される VHF 無線設備、MF 及び MF/HF 無線設備並びにインマルサット船舶地球局設備に対し、航法受信機(一般には GPS 受信機)から自動的に船位情報を入力することが規定されました。この航法受信機は、GMDSS 設備に内蔵された GPS 受信機或いは外部の GPS 受信機でもよいことになっています。

船位情報を入力することができる航法受信機を備えていない場合は、4 時間を超えない間隔で手動により船位情報を更新しなければなりません。

上記の GMDSS 設備に船位情報が自動入力されていない船舶は、できる限り GPS 受信機に接続し、船位を自動入力するようにしてください。

(5) 衛星 EPIRB の定期的試験

SOLAS 第 IV 章 15 規則「保守の要件」に 9 項が追加されました。これにより、衛星 EPIRB を 12 ヶ月を超えない間隔で、操作上のすべての点(特に周波数安定度、信号の強さ及びコーディング)について試験することが規定されました。但し、正当かつ合理的と判断するとき、主官庁はこの間隔を 17 ヶ月まで延長することができることとしています。この試験は船上で行うほか、承認された陸上の試験又はサービス施設で行ってもよいことになっています。

なお、毎年行う船上試験と 4~5 年間隔で行う陸上整備について、現在 IMO において検討しています。これらに関して IMO の検討結果がでるまで、衛星 EPIRB の検査は、旗国の特別要件がある場合を除き、従来どおりとします。

2. 図面審査

上記の無線設備、航海設備の撤去、改造、及び新設にともなう図面承認は必要ありません。改造及び新設される機器の性能要件、型式承認などを十分確認してください。

3. 検査の申込み

次の場合は、臨時検査を最寄支部に申し込んでください。

(a) GPS 受信機を新設し、無線方位探知機を撤去する場合

(b) AIS を新設した時

その他の改造等に伴う検査は定期的 SE/SR 検査時に確認します。

4. 検査の方法

(1) GPS 受信機の検査は、次の項目を確認します。

(a) 上記に記載した性能要件を満足する GPS 受信機であること。

(b) 電源が非常用電源又は一般用蓄電池から給電されていること。

(c) GMDSS 通信設備に船位情報を供給する場合は、一般用蓄電池又は無線用補助蓄電池から給電されていること。

(d) 位置等が正常に表示されていること。

(2) AIS の検査は、次の項目を確認します。

(a) 性能要件を満足する型式承認された AIS であること。

(b) 磁気コンパスに対し、AIS に示されている安全距離が保たれていること。

(c) 電源が非常用電源から給電されていること。

(d) アンテナはコンパスデッキにある場合にはできる限り遮蔽物のない前部にあること。主表示部は操船指揮場所(コーニングポジション)又は海図台付近に備えられていること。

(e) 自船情報、センサーデータが正しく入力されていること。

(f) AIS 搭載船舶または AIS 陸上局が近くにある場合は、その方位、距離などが正常に表示されること。

(3) 無線通信送受信装置への船位の更新の検査は、次の項目を確認します。

(a) GMDSS 通信設備に位置情報が正常に入力されていること。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)

本部 管理センター 材料艀装部

住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)

Tel.: 03-5226-2020

Fax: 03-5226-2057

E-mail: eqd@classnk.or.jp

* * * * *